

九州旅客鉄道株式会社
第 1 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

九州旅客鉄道株式会社第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

該当なし

3. 割当日

2025 年 5 月 26 日

4. 払込期日

該当なし

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数は、以下の計算式に従って算定される株式数とする。

$$\text{基準株式数} = \text{基準金額} \div \text{平均株価}$$

計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り捨てることとし、0 株を下回る場合には 0 株とする。

上記算式において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均株価」とは、下記（i）に下記（ii）を加えた数値（小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入する。）をいう。

- （i）2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から第 13 項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求日」という。）の直前取引日（但し、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程及び同施行規則上の規定その他の事由により割当先において行使請求を行えなかった例外的な事情が存する場合には割当先と協議のうえで定める日）（同日を含む。）までの期間の各取引日（但し、除外市場混乱事由発生日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の算術平均値に 99.30%を乗じた数値

- （ii）2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から行使請求日の直前取引日（同日を含む。）までの期間のいずれかの日を権利付最終日とする各配当との関係で、①当該配当の 1 株あたりの配当額（但し、2026 年 3 月期の中間配当については 57.5 円を控除し、当該控除後の金額が 0 円を下回る場合には、0 円とする。）に、②当該配当に係る権利落ち日（同日を含む。）から 2025 年 11 月 30 日（同日を含む。）までの取引日数を乗じた数値を、③2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から 2025 年 11 月 30 日（同日を含む。）

までの取引日数で除した数値（以下「配当調整額」という。）を算出したうえで、各配当に係る配当調整額を合計した数値

「基準株式数」とは、当社が 2025 年 5 月 12 日付で実施する東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）において、割当先が売却した当社普通株式の数をいう。

「基準金額」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)において、割当先が売却した当社普通株式の売却額の合計をいう。

「除外市場混乱事由発生日」とは、市場混乱事由（以下に定義する。）が発生したために当該日における VWAP を平均株価の算出の基礎とすべきでないと割当先から申告がなされた日をいう。

「市場混乱事由」とは、①当社普通株式又は当社普通株式に関する先物取引若しくはオプション取引について東京証券取引所又はその他により取引停止又は取引制限（制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。）が課されたこと、②東京証券取引所における当社普通株式、又は先物取引若しくはオプション取引市場における先物取引若しくはオプション取引について一般的な市場参加者がその取引に参加し、又は市場価格を取得することが不可能又は阻害される事由が発生したこと、又は③東京証券取引所が予定されている取引終了以前に終了したことのいずれかの事由をいう。

- (2) 2025 年 5 月 14 日（同日を含む。）から行使請求日の 2 取引日後の日（同日を含む。）までの期間中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日（基準日が設定されない場合は、効力発生日。）が設定された場合には、①基準株式数及び②平均株価を算出するに際して使用される当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における VWAP は、本新株予約権の行使に際して、それぞれ次の算式により調整される。但し、基準株式数に係る計算の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てることとし、調整後 VWAP については小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨五入することとする。

$$\text{調整後基準株式数} = \text{調整前基準株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

$$\text{調整後 VWAP} = \frac{\text{調整前 VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

- (3) 上記第(2)号のほか、次に掲げる場合には、当社は、基準株式数及び平均株価を算出するに際して使用される VWAP について、割当先と協議の上、割当先の裁量に基づき、合理的かつ必要な調整を行う。

- ① 会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は合併のために調整を必要とするとき。
- ② 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行（無償割当てを含む。）、自己株式の取得その他当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式に対する公開買付けのために調整を必要とするとき。
- ④ 2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から行使請求日の直前取引日（同日を含む。）までの期間のいずれかの日を権利付最終日として、2026 年 3 月期の中間配当がなされ、その配当額が 57.5 円を超える場合、又は中間配当以外の配当がなされた場合で、調整を必要とするとき。

⑤ 市場混乱事由が発生したために調整を必要とするとき。

⑥ これらの金額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

7. 本新株予約権の数

1 個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は 1 円とする。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 6 月 24 日から 2025 年 11 月 30 日までとする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 10 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付（以下、個別に又は総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下、個別に又は総称して「再編当事会社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
1 個
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編当事会社の普通株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案し、第 6 項に準じて決定する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は 1 円とする。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第 10 項乃至第 12 項並びに第 14 項及び第 15 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
15. 社債、株式等の振替に関する法律の適用、新株予約権証券の不発行等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、当社は、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
16. 本新株予約権の払込金額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の九州旅客鉄道株式会社第 1 回新株予約権第三者割当契約証書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。
17. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 払込取扱場所
株式会社福岡銀行 博多駅前支店
19. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
20. その他
その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員又はその指名する者に一任する。

以 上